

(別記様式第4号)

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	児童に係る異性交際の誘引の禁止の拡充	
担当部局	警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課	
評価実施時期	平成20年2月	
規制の目的、内容及び必要性	【目的】 インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童売春その他の犯罪が多発していることにかんがみ、現行法を改正し、児童に係る異性交際の誘引の禁止範囲を拡充し、インターネット異性紹介事業の利用に起因した児童の犯罪被害防止を図る。 【内容】 禁止誘引行為のうち、性交等又は対償を伴わない誘引についても禁止する(罰則はなし。なお、現行法で、性交等又は対償を伴うものについては既に罰則付きで禁止されている。) 【必要性】 現行法では禁止されていない児童に係る異性交際の誘引行為(性交等及び対償を伴わない誘引行為)についても、当該禁止誘引行為に応じ、又は当該禁止誘引行為を見て同様の誘引行為に影響を受けて同様の誘引行為を行う児童一般に被害を及ぼすおそれがあり、かつ、そのような誘引行為を契機として児童買春等の児童に係る犯罪被害が、既に禁止されている誘引を契機とした被害と同程度発生しているところ、これを禁止する必要がある。	
	法令の名称・関連条項とその内容	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第6条及び第16条
想定される代替案	特になし。	
規制の費用	各要素の費用	
	代替案の場合	
	(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない。
	(行政費用)	新たな行政費用は発生しない。
(その他の社会的費用)	その他の新たな社会的費用は発生しない。	
規制の便益	各要素の便益	
	代替案の場合	
	インターネット異性紹介事業を利用して行う児童に係る異性交際の誘引行為を禁止することにより、当該誘引行為を契機とした児童買春等の児童に係る犯罪被害の発生を抑制することが期待される。	
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	インターネット異性紹介事業を利用して行う児童に係る異性交際の誘引行為を禁止することにより、当該誘引行為を契機とした児童買春等の児童に係る犯罪被害の発生を抑制することが期待される。一方、現行法において既に児童のインターネット異性紹介事業の利用は認められていないため、本改正案に係る費用は実質的にないと言える。よって、本改正案の導入は適切であると考えられる。	
有識者の見解その他関連事項	平成19年10月から、出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止のための対策を検討することを目的として「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会」を設置し、幅広く検討が行われ、平成20年1月に報告書「出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止の在り方について」をとりまとめた。今般の法改正案については、当該報告書の内容を反映したものとなっている。	
レビューを行う時期又は条件	当該規制は、社会秩序の基本に係る必要最小限の規制であり、見直し条項を置かないものの、社会情勢に応じて必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとする。	
備考		